

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「バロック発のファッションブランドを日本の代表的なファッションブランドとして世界へ飛躍させる」というビジョンの下、株主の皆様をはじめお客様、取引先、地域社会等、すべての皆様の期待にお応えし、企業価値を向上するために、コーポレート・ガバナンスの強化充実が重要な課題であると認識しております。
この基本的な考え方に基づき、経営の透明性及び効率性を高め、内部統制の仕組み、コンプライアンス体制の充実を図るべく、コーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-2 株主総会における権利行使】

（補充原則1-2-2）

株主総会の招集通知を法定の期限よりもできる限り早期に発送し、株主の検討に資するように努めてまいります。なお、招集通知に記載する情報のTDnetや自社のウェブサイトへの掲載は、早く招集通知の内容を知りたいという株主の要望にも対応するため、今後は発送前に掲載できるよう努めてまいります。

（補充原則1-2-4）

当社の株主の大多数は、日本法人もしくは日本人であり、海外投資家の比率は相対的に低いと予想されるため、議決権行使を可能とするための環境づくり（議決権電子行使プラットフォームの利用等）については、現段階では、業務効率の面から実施致しませんが、海外投資家の比率が20%（日本国内に常任代理人を置く株主の議決権比率を除く。）を超えた段階で行う方針であります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

（補充原則4-8-1）

当社では、独立社外役員のみを構成員とする会合は開催しておりませんが、独立社外取締役、社外監査役及び常勤監査役との定期会合を実施しており、情報交換・認識共有を図っております。

（補充原則4-8-2）

当社では、筆頭独立社外取締役は決定しておりませんが、独立社外取締役、社外監査役及び常勤監査役との定期会合を実施しており、経営陣との連絡・調整については、独立社外取締役からの要請に応じて人事総務部が行っております。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

（補充原則4-10-1）

当社は、経営陣幹部のアカウンタビリティを高め、より一層の透明性の向上を図ることを目的として、取締役9名中2名の独立社外取締役を選任しており、取締役の選解任・報酬などの重要事項の決定については、独立社外取締役が出席する取締役会の承認を得る必要があります。当社では、任意の委員会等を設置しておりませんが、重要事項の検討にあたっては、取締役会において独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることとしております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

（補充原則4-11-3）

取締役会は、社内登用された取締役、監査役だけではなく、十分な知識・経験・能力を有した独立社外取締役及び独立社外監査役も含めて構成され、期待される監督・監査機能を果たす意見が述べられており、取締役会の実効性は確保されているものと判断しております。今後、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示することにつきまして、検討してまいります。

【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

（補充原則4-14-2）

各取締役及び監査役は、適宜社外団体のセミナー等に参加し、その役割・責務を果たすために必要な知識の習得に努めており、必要な費用については当社から支援を行っております。今後は、取締役及び監査役に対する教育・研修の計画と方針を策定することを検討してまいります。トレーニングの方針の開示につきましても、今後検討してまいります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社における株主との対話に関しては、人事総務部が担当し、情報取扱責任者が統括を行います。当社においては経理部、人事総務部、経営企画室が定期的に会議を行い、決算等の開示・説明において各々の専門的見地に基づく意見交換を行い、連携して適切に対応しております。株主に対しては、当社ホームページによる情報開示等により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しております。株主やアナリストから寄せられた意見については情報を共有し、必要に応じて取締役会へと報告しており、当社経営戦略のレビュー等に積極的に活用していく方針です。なお、株主との対話に際しては、インサイダー取引に関する規程を定めるなどして、インサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有上場株式について、コーポレートガバナンス・コードを巡る環境の変化や株価変動リスクに鑑み、その保有の意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針としております。
当社は現在、政策保有上場株式を保有しておりません。

なお、保有の意義が認められる場合とは、取引関係の維持・強化、戦略的な業務提携、保有対象会社の成長性・財務安定性、業界情報の収集等の総合的観点からの保有目的の合理性に関する検証結果を踏まえ、当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合をいいます。保有する株式について定期的かつ継続的に保有の意義を検証し、その意義が乏しいと判断される銘柄については、市場への影響等に配慮しつつ適宜売却を行います。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

役員や主要株主等との間の取引(関連当事者間の取引)は、取締役会規程及び関連当事者取引管理規程に基づき、取締役会による事前の承認決議を経た上で、行うことを基本としております。その際の取引条件は、第三者との取引と同様の条件で決定しております。また、それぞれの取引について、取締役会に定期的に取り引内容を報告することで、監視を行っております。

【原則3－1. 情報開示の充実】

- (1) 経営理念や経営戦略を当社ウェブサイト等で積極的に開示しています。
- (2) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書1. 1. の「基本的な考え方」に記載のとおりです。
- (3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、本報告書2. 1. の【取締役報酬関係】「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。
- (4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針は、以下のとおりであり、これに基づき、代表取締役社長が独立社外取締役等の意見を踏まえた上で、候補者の原案を取締役に提案し、取締役会において候補者を決定しております。
 - A. 取締役起用の基本方針
社内からの登用を基本方針とし、下記を考慮し起用の判断を行います。
 - 1 当社業務を適切に遂行しうる知識・経験を有していること
 - 2 将来に対して明確なビジョンを持ち、それを実行に移すことができること
 - 3 従業員から信頼され尊敬される人格を有していること
 - 4 コンプライアンスやリスク管理に関する十分な知識・経験を有していること
 - B. 次期経営者の育成方針
当社では、執行役員制度を運用しており、次期の取締役候補、経営者候補に早期からマネジメント経験を積ませることで、次期経営者となり得る人材を育成しております。
 - C. 社外取締役の招聘方針
事業上の利益相反の可能性のある会社の構成員ではないことを基本方針として、経営者経験者や弁護士・公認会計士といった専門的知識を有した方を社外取締役として招聘することで、必要に応じてガバナンスの強化を図る方針であります。
 - D. 監査役の起用方針
 - 1 内部統制の一翼を担う監査役会、監査役として十分に機能いただける人材であること
 - 2 上場会社における社外監査役、社外取締役、内部監査等の経験を通じて、企業法務、会計、内部監査などの業務に精通した方であること
 - 3 健全な事業の成長のために、当社事業の強み、特性をご理解いただけること
 - (5) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明は、株主総会招集後通知に略歴を記載しており、また、社外取締役及び社外監査役の候補者については、選任理由を記載しております。

【原則4－1. 取締役会の役割・責務(1)】

(補充原則4－1－1)
取締役会、稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、取締役会の決議事項以外の内容については、職務権限規程に基づき代表取締役社長、取締役等に決裁を委任しております。

【原則4－8. 独立社外取締役の活用】

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【原則4－11. 取締役会・監査役会の実行性確保のための前提条件】

(補充原則 4－11－1)
当社は、当社事業について専門知識・能力を有する社内出身の取締役と、独立した客観的立場から積極的に意見を述べることができる複数の独立社外取締役により、取締役会を構成することを基本方針としております。経営や課題に精通し、かつ知識・経験・能力やグローバルな視点などの観点からバランスの取れた構成としており、迅速な意思決定を継続して推進していく上で適切な規模にしております。

(補充原則4－11－2)
社外取締役及び社外監査役をはじめ、取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役及び監査役の業務に振り向け、兼職については合理的な範囲に留めております。なお、その兼任の状況は、有価証券報告書及び招集通知に開示しております。

(補充原則4－11－3)
前記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

(補充原則4－14－2)
前記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】

前記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
--------	----------	-------

Mutual Crown Limited	7,284,600	20.50
オリックス株式会社	6,815,600	19.10
CDH Runway Investment (HK) Limited	5,242,900	14.70
村井 博之	3,550,100	9.90
奈良 世輝	100,000	0.20
深澤 哲人	100,000	0.20
深澤 瑞岐	100,000	0.20
小池 恵一郎	80,000	0.20
池内 秀樹	60,000	0.10
熊倉 努	60,000	0.10

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	1 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社等からの独立性確保に関する考え方・施策等について)
親会社等に該当するBelle International Holdings Limitedとは資本関係において緊密な関係にありますが、事業活動や経営判断においては、独立性を保つことを基本的な考え方としております。
(親会社等からの一定の独立性の確保の状況)
当社グループが事業活動を行う上で、親会社等による事前承認事項や役員派遣等、事業上の制約を受けることはなく、独自に事業活動を行う体制を確保する方針です。
(その他、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうると考えられる事実等)
社外の客観的な見地や経験・知見に基づき、経営上の助言を得る目的として、親会社等から取締役(非常勤)が2名就任しておりますが、当社グループの事業活動や経営判断において、親会社等による制約はない状態を確保する方針であります。また、親会社等からの兼務役員は当社取締役会の過半数には至っておらず、独立役員も選任していることから、一定の独立性は確保されていると判断しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
盛 百椒	他の会社の出身者							○				
盛 放	他の会社の出身者	○						○				
井上 亮	他の会社の出身者							○				
胡 曉玲	他の会社の出身者							○				
篠沢 恭助	その他											
濱 邦久	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
盛 百椒		当社の主要株主であるMutual Crown Limitedを間接的に支配しているBelle International Holdings Limitedの Executive Director 及びCEOを兼務しております。	企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かして頂くため、社外取締役に選任しました
盛 放		当社の主要株主であるMutual Crown Limitedを間接的に支配しているBelle International Holdings Limitedの Executive Director 及びSenior Vice President を兼務しております。また、Belle International Holdings Limitedとの中国合併事業の小売会社であるパロック(上海)服飾有限公司の法定代表人を務めております。	企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かして頂くため、社外取締役に選任しました。

井上 亮		当社の主要株主であるオリックス株式会社の取締役兼代表執行役社長を兼務しております。	企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かして頂くため、社外取締役に選任しました。
胡 曉玲		当社の主要株主であるCDH Runway Investment (HK)Limitedを間接的に支配しているCDH Investments のManaging Directorを兼務しております。	企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かして頂くため、社外取締役に選任しました。
篠沢 恭助	○	——	大蔵省(現財務省)や国際金融にかかわる豊富な経歴によって培われた豊富な知識、経験と幅広い見識を当社の経営に活かして頂くため、社外取締役に選任しました。 また、当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しました。
濱 邦久	○	——	法曹界及び法務行政における豊富な経験と幅広い見識並びに当社の社外監査役、コンプライアンス委員会委員長としての経験を当社の経営に活かして頂くため、社外取締役に選任しました。 また、当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査部門担当者は隔月で打合せを行い、監査内容の確認、意見交換を行っております。また、監査役、会計監査人、内部監査部門担当者は、四半期ごとに意見交換を実施し、連携を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉田 芳樹	他の会社の出身者													
尾崎 輝郎	公認会計士													△
長安 弘志	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 芳樹	○	——	企業における内部監査並びに常勤監査役としての豊富な経験を当社の監査体制の強化に活かして頂くため、社外監査役に選任しました。
尾崎 輝郎		当社の借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行の社外取締役を兼務しております。	大手監査法人での経歴及びその後の経済界における豊富な経験及び幅広い見識を当社の監査業務に反映して頂くため、社外監査役に選任しました。
長安 弘志	○	——	弁護士としての豊富な経験及び幅広い見識を当社の監査業務に反映して頂くため、社外監査役に選任しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4 名

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社業績と株式価値の連続性を一層強固なものとし、当社の取締役が、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として採用しました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社業績と株式価値の連続性を一層強固なものとし、当社の役職員が、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として採用しました。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬は、総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の社外取締役を除く取締役の報酬は、基本報酬に加え、短期的な業績に連動する役員賞与から構成されております。また、社外取締役に対しては基本報酬のみ支給しております。
取締役報酬の支給にあたっては、会社の業績及び各役員の実績を評価し、株主総会でご承認頂いた範囲内（年額1,000百万円以内）で議案を策定し、取締役会で一人ひとりの報酬等の額を審議し、決定しております。
なお、当社はグローバルな事業展開を遂行及び促進させるため、当社の役員が海外子会社の役員を兼務する場合がありますが、当該役員の報酬等の合計額は、当社の株主総会でご承認頂いた範囲内で、当社取締役会において決定しております。そのうえで、当該役員の当社及び海外子

会社における勤務実態及び実績等を評価し、海外子会社の役員の報酬として適正と判断する額を、当該海外子会社から支給することがあります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、定例及び臨時取締役会等の開催に先立ち、取締役会等の会議体の事務局を担う人事総務部が議案の資料の送付を行うとともに、社外取締役からの問い合わせに対応しております。

社外監査役に対しては、定例及び臨時監査役会や取締役会等の開催に先立ち、監査役の補助としての役割を担う内部監査室が議案の資料の送付を行うとともに、社外監査役からの問い合わせに対応しております。

また、常勤監査役より適宜当社の情報を提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、業務執行に対して、取締役会による監督と監査役・監査役会による監査の二重のチェック機能を持つ取締役会、監査役会設置会社制度を採用しております。

取締役会は、経営及び専門領域における豊富な経験や高い見識を持つ社外取締役及び社外監査役が出席し、意見を述べることにより、経営監視機能を強化しております。

また、監査役は、独立した客観的な立場から経営者に対して意見を述べるができるようその全員を社外監査役としており、経営に対する監視を強化しております。

さらに、執行役員制度の導入によって、業務執行と監督機能の分離、経営責任の明確化、意思決定の迅速化を図っており、また常勤監査役が執行役員会に出席することにより、経営監視機能を強化しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営と業務執行の分離による効率性と透明性を追求する観点から、過半数を社外取締役で構成する取締役会が経営方針や経営戦略等の決定を行う一方で、業務執行の権限を執行役員に委任し、その業務執行状況の監督を通じて経営の監督を行う体制としております。

また、全員が社外監査役である監査役会は、社外取締役と連携し、中立的な立場から監査を行い、経営に対し意見を述べる事が可能な体制とすることで、内部統制の強化を図っております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法令では、書面又は電磁的方法により、議決権行使期限の2週間前までに株主総会招集通知を発送することと定められておりますが、当社では、可能な限りこれよりも早期の発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は1月決算であり、定時株主総会は毎年4月に開催していることから、集中日にはあたらないものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では未定ですが、対応を検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	現時点では未定ですが、対応を検討しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英訳版(要約)を作成のうえ、当社IRサイトにおいても掲載することを検討しております。
その他	当社IRサイトにおいて、株主総会の招集通知の掲載を予定しております。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	公式ホームページのメニューに「IR情報」を新たに追加し上場日より公開する準備を進めており、その中のコンテンツとして作成・公表する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、状況を勘案しながら開催を検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	詳細は未定ですが、第2四半期決算と本決算の際に、定期的に決算説明会を開催するほか、状況に応じてラージ・スモール・One on Oneの各ミーティングを行う予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、状況を勘案しながら開催を検討してまいります。 代表取締役社長による年数回の海外投資家への個別訪問及び証券会社主催による海外投資家のための合同説明会等への参加を随時検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	公式ホームページのメニューに「IR情報」を新たに追加し上場日より公開する準備を進めており、決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、決算説明会資料等を掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	人事総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「株式会社バロックジャパンリミテッド行動指針」の基本指針の一つとして、株主、取引先、顧客、地域社会、社員など当社を支えるあらゆるステークホルダーと良好な関係を構築し、維持していくことを規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業市民としての社会的責任を全うし、誇りを持って事業の拡大に取り組んでまいりため、「社会貢献・環境保全に関する挑戦」「安全・品質に関する挑戦」「職場環境に関する挑戦」を掲げてCSR活動に取り組んでおり、CSRニュースをホームページで開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループは、金融商品取引法及び取引所が定める有価証券上場規程に基づく情報の適時開示を適切に実施するだけでなく、さらに経営の透明性、公正性の確保を目的として開示内容

の充実や任意開示を積極的に行うことを基本方針としております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システムに係る基本規程」及び「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制システムを構築しております。また、「内部統制システムに係る監査の実施基準」に基づき、監査役監査を実施しております。

(リスク管理体制)

当社では、会社を取り巻く危機に関する緊急事態の発生に際し、速やかにその状況を把握、確認し、迅速かつ適切に対処するとともに、危機を最小限に食い止めることを目的として「危機管理規程」を定め、緊急事態が発生した場合の対応方針や通報窓口を規定しております。また、特定の緊急事態が発生した場合又は発生が予想される場合には、同規程の下で社長を本部長とする緊急事態対策本部を設置いたします。なお、事業活動に係るリスクについては、その影響範囲や程度に応じて取締役会、執行役員会、事業部長会で随時協議を行い、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

(コンプライアンス体制)

当社では、コンプライアンス体制の強化・推進を目的として「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス委員会規程」を定め、コーポレートガバナンス統括室を主管部門とするコンプライアンス体制を構築しております。当社では、「コンプライアンス委員会規程」の下、コンプライアンス委員会を設置し、1 役員及び社員に対する法令及び社内規程遵守意識の普及、啓発に関する検討、提言、2 法令又は社内規程違反行為について調査に関する助言、原因究明、再発防止策の検討、提言、3 企業行動の基本方針、コンプライアンス体制等に関する検討、提言等の活動を行っております。また、不正行為等の早期発見と是正を図る仕組みとして、「内部通報規程」を定めており、コーポレートガバナンス統括室及び顧問弁護士事務所内の専用ホットラインを窓口とした内部通報制度を構築しております。

(情報セキュリティ体制及び個人情報保護体制)

当社では、情報セキュリティに関する基本方針として「情報セキュリティ管理規程」を定め、情報システム担当役員が情報セキュリティ統括責任者となり、情報セキュリティ管理策の企画、立案、実施を統括するとともに、各部門長を情報セキュリティ管理者として選任し自ら主管する業務に係わる情報セキュリティ管理策の推進、運用を図っております。

また、当社では、個人情報の適切な利用、管理並びに保護を目的として「個人情報保護基本管理規程」を定め、同規程の下で個人情報保護管理責任者を任命し、取扱う個人情報の種類や責任範囲等に応じて個人情報保護実施責任者を選任しております。また同規程に基づき個人情報保護方針を策定しており、事業活動を通じて顧客情報等の個人情報保護に努めております。

さらに情報管理のための規程として、システム開発やシステム運用等の業務委託先の情報取扱を管理するための「情報システム開発管理規程」及び「情報システム委託管理規程」を設けております。

(子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況)

当社の子会社は、その所在する国内の法規制及び当社グループ内の決裁ルール等に従い、それぞれ内部統制システムを構築しており、その運用状況については、財務報告に係る内部統制の評価の対象となる重要な子会社を中心として、当社の監査部門(内部監査室、監査役)による監査を通じ、適宜確認を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「株式会社バロックジャパンリミテッド 行動指針」において、反社会的勢力との絶縁を宣言し、当社のすべての役員、従業員を対象に反社会的勢力との関係の遮断に関するコンプライアンス研修を実施しております。これらの施策により、当社のすべての役員、社員は反社会的勢力との絶縁が極めて重要であることを理解しております。また、当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、反社会的勢力との関係や反社会的勢力の不当な介入を遮断する方針を堅持しております。

反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針は、以下の通りです。

(a) 当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)との関係を一切遮断します。

(b) 当社は、反社会的勢力排除のため、以下の内容の体制整備を行います。

- ・反社会的勢力対応部署の指定
- ・反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の確立
- ・外部専門機関との連携体制の確立
- ・反社会的勢力対応マニュアルの策定、更新
- ・暴力団排除条項の導入
- ・その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

(体制)

反社会的勢力との取引に係るスクリーニング、警察、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、顧問弁護士、外部専門会社との対応、相談等を行う反社会的勢力対応部署を人事総務部としております。

(反社会的勢力スクリーニング)

各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設ける等、その徹底を図っております。また、人事総務部は、株主、新規取引先や入社予定の役員・従業員が反社会的勢力に該当するか否かのスクリーニング(日経テレコンの記事検索とインターネットの検索機能による属性・風評等の点検)を実施しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

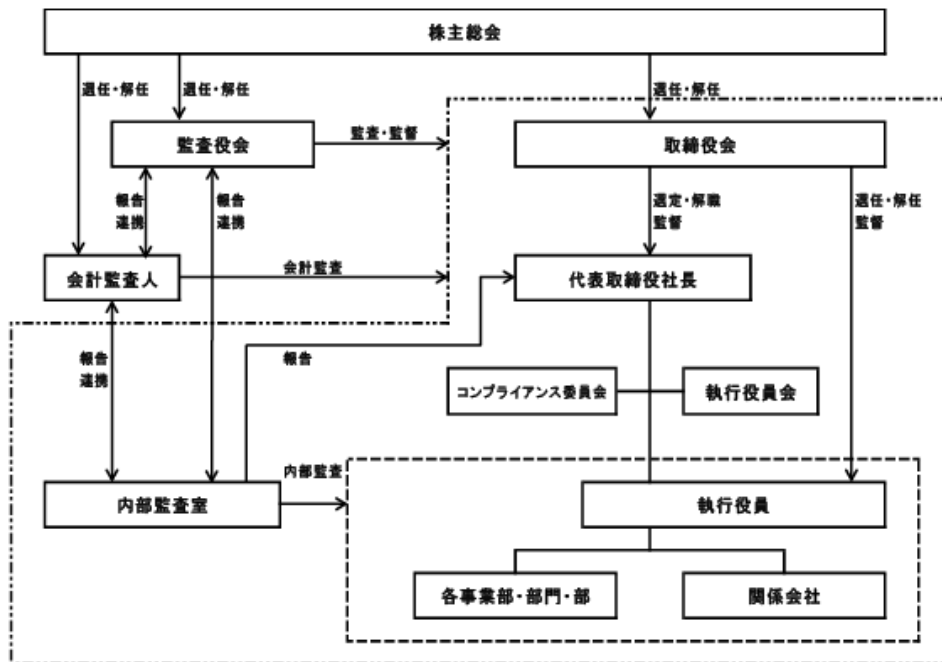
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレートガバナンス体制の概要(模式図)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

